

広島県告示第二百九十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

福山市

二 事業の種類

内海西部地区漁業集落排水施設整備事業（広島県福山市内海町字新道地内）

三 起業地

1 収用の部分

広島県福山市内海町字新道地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

内海西部地区漁業集落排水施設整備事業（広島県福山市内海町字新道地内）（以下「本件事業」という。）は、法第三十三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置するその事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である福山市は、交付金、起債及び一般財源により財源措置を講じている。また、福山市は、施設の設置及び管理に関する条例を改正する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、福山市が、広島県福山市内海町において各家庭、事業所及び公共施設等から排出される生活雑排水及びし尿を管路施設を経由し終末処理施設へ収集し、これらの汚水进行处理した後に海へ放流するための、管路施設及び終末処理施設を整備するものである。

福山市内海町（旧沼隈郡内海町、以下「内海町」という。）は、福山市の南西部、市の中心から約二十キロメートルに位置する田島・横島からなる瀬戸内海に面した町である。平成十五年二月三日の市町村合併により沼隈郡内海町を廃し、その区域を福山市に編入したことに伴い、福山市の機能補完地区として、計画的・総合的なまちづくりが進められている。

内海町には、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第五条の規定に基づく第二種漁港である箱崎漁港と横田漁港の二つの漁港があり、小型底引き網、刺網、

たこ壺、あなご籠、小型定置網等を主体とする漁業が地域の基幹産業となっている。また、内海町内にはマリーナ施設、海水浴場等の観光資源があり、近年は、漁業体験ができる底引き網観光や定置網観光など観光漁業の取り組みも行われている。

特に横田漁港においては、田島・横島に挟まれた天然の良港であることから、主に地元漁業者の陸揚、準備、休憩とともに周辺漁船の休憩、避難港として利用されており、また、観光においては漁業体験として底引き網観光を行っている。

しかしながら、横田漁港の背後集落である横田地区（以下「横田地区」という。）においては、住宅密集地であるにもかかわらず下水道が整備されていないことから、し尿は主にくみ取りか単独浄化槽で処理されているものの、生活雑排水については未処理のまま海に放流されている状況である。このため、排水路への生活雑排水の滞留による悪臭やハエ・蚊の大量発生などの衛生環境が問題とされるほか、くみ取り時の悪臭問題が生じており、さらに漁業に影響を及ぼすこととなる周辺海域の水質汚濁や、排水に含まれる窒素やリンによる赤潮発生の問題が生じている。

こうした状況から、平成十五年の市町村合併時に策定された福山市・内海町合併建設計画（以下「合併建設計画」という。）では、「まちづくり計画」の施策のひとつとして上水道・生活排水処理施設の整備を掲げており、前述の課題を改善すべく具体的施策として漁業集落排水施設整備事業（横田漁港）を行うこととしている。

また、平成十七年三月にはこの合併建設計画に基づき、人口約二千五百人（平成十七年三月末現在）を擁する横田地区を対象区域とした本件事業を事業種目のひとつとする、横田地区漁業集落環境整備事業基本計画が策定されている。

本件事業が完成すれば、横田地区内の良好な衛生環境が確保され、海・河川・公共用水域の水質が改善されることとなる。また、周辺海域の水質が改善されることで、水産業や観光漁業の振興、ひいては地域の活性化が期待されることとなる。

以上のことから、本件事業は、横田地区の衛生環境の改善及び周辺海域の水質改善に寄与するものであり、得られる公共の利益は大きいものと認められる。

他方、本件事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、起業者が現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本件事業の終末処理施設の位置の選定については、浄水場跡地案（以下「申請案」という。）のほか、内海小学校南西案及び横田漁港南案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、周辺環境に与える影響に優れ、事業費が最

も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 3(一)で述べたように、本件事業の実施は横田地区における衛生環境の改善及び周辺海域の水質改善に寄与するものであり、周辺水域における過去の水質調査において基準値を超える数値も確認されていることから、できるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、福山市では、市民と行政が協働して取り組む新しいまちづくりの指針として示している「第四次福山市総合計画」を平成十九年六月に策定し、第四次福山市総合計画前記基本計画実施計画において横田地区漁業集落環境整備事業の実施を掲げており、合併建設計画事業の見直し状況においても本件事業を規模・機能を拡充して実施すべき事業として位置付けている。合わせて、横島漁業協同組合長から福山市長に対して、公共下水道の整備に強い要望がされている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県福山市内海支所